

業務説明書

令和7年度 奈良中心市街地公共交通活性化協議会運営業務

令和7年2月

奈良中心市街地公共交通活性化協議会

1. 目的

奈良中心市街地公共交通活性化協議会（以下、協議会という。）は、公共交通による来訪を促すことで、奈良中心市街地の渋滞緩和を図ることを目的とし、奈良中心市街地公共交通総合連携計画（以下、連携計画という。）を策定し、連携計画に基づき施策を実施している。

本業務は、奈良中心市街地の渋滞要因の分析を行うとともに、令和7年度に実施する公共交通利用促進や渋滞緩和を図る施策の効果検証を行い、協議会での議論をとりまとめ、施策の改善につなげていくことを目的とする。また、令和5年3月に策定した連携計画の目標達成状況等を評価・分析し、連携計画の見直しを行うことを目的とする。

2. 業務対象箇所

奈良市登大路町 他

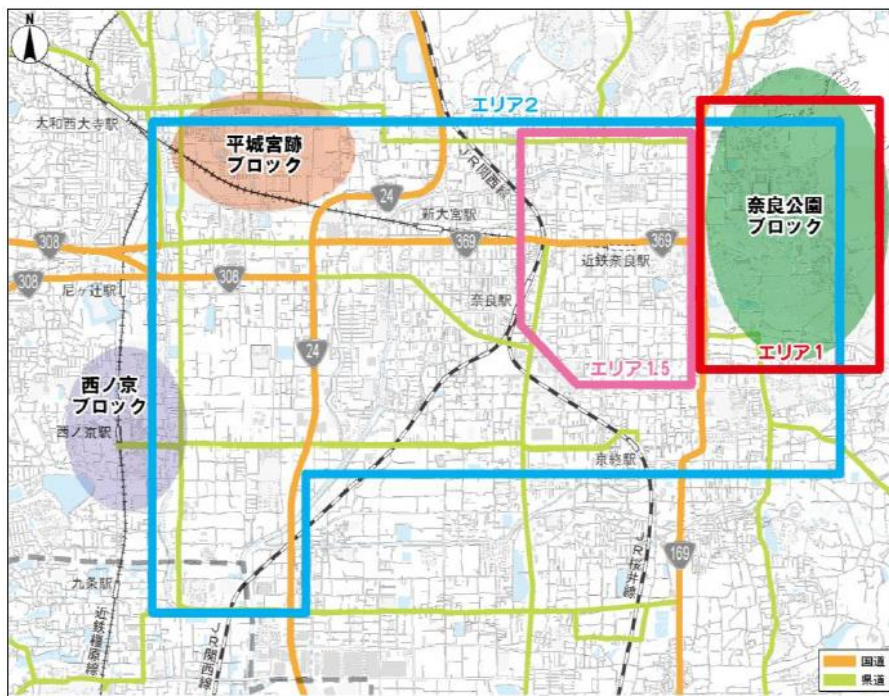


図1 業務対象地域

3. 業務履行期間

契約締結日～令和8年3月24日

4. 業務内容

4.1 計画準備

業務の目的を把握し、本仕様書に示す業務内容を確認した上で、業務計画書を作成し提出するものとする。

(参考資料)

- ・奈良中心市街地公共交通総合連携計画（奈良県県土マネジメント部道路建設課 HP）
- ・奈良中心市街地公共交通活性化協議会資料（奈良県県土マネジメント部道路建設課 HP）
- ・奈良中心市街地交通処理対策検討委員会資料（奈良県県土マネジメント部道路建設課 HP）
- ・令和6年度に作成したチラシ及びHP「奈良公園・平城宮跡アクセスナビ」

4.2 施策の効果検証・連携計画の見直し等

(1) アンケート・ヒアリング調査票の設計

奈良中心市街地内の交通状況の把握や連携計画の計画目標及びモニタリング指標の達成状況の確認、パーク&ライド等の各施策の効果を検証するとともに、ぐるっとバスの見直しの影響を検討するため、令和7年春期・秋期に実施する来訪者アンケート、バス利用者ヒアリング、パーク&ライド駐車場利用者ヒアリング、登大路駐車場利用者ヒアリングの調査票を作成する。調査票の作成期限は、春期は令和7年4月中旬、秋期は令和7年10月上旬までとする。また、調査票の作成に先立ち、質問項目毎に目的、内容、各指標の適用状況等を一覧表に整理し、整理した結果を踏まえ、過年度の調査票を参考に調査票を設計すること。

なお、アンケート調査及びヒアリング調査は、別途業務にて実施する。

(2) 渋滞要因の分析、施策の効果検証等

県庁東交差点における大阪方面からの東行きは、これまでに実施しているパーク&ライド等の施策により、渋滞緩和に一定の効果が確認された。一方、奈良公園内道路や夕方大阪方面への西行きは依然として渋滞が発生している。また、ぐるっとバスについても、令和7年4月から運行形態を見直す予定である。

春期・秋期それぞれにおいて、発注者より支給するアンケート調査結果、交通量・渋滞長調査結果、ETC2.0 データ、4.2(3)で実施したアクセス解析等を活用して、渋滞要因の分析を行うとともに、パーク&ライド等の各施策の効果検証を行う。また、ぐるっとバスを見直したことによる、公共交通での来訪やパーク&ライドの利用、周遊観光等への影響を検討すること。あわせて、バス往復券配布等のパーク&ライドの利用促進策の効果検証（便益の算出を含む）も行うこと。

なお、各データの支給予定時期は以下のとおりとする。

	春期	秋期
ヒアリング調査結果	5月下旬	11月下旬
アンケート調査結果	6月上旬	12月上旬
交通量・渋滞長調査結果	6月上旬	12月上旬
ETC2.0 データ等	6月上旬	12月上旬

(3) HP等の管理・アクセス解析等

HP「奈良公園・平城宮跡アクセスナビ」、X（旧 Twitter）「奈良 交通情報」の管理を行う。管理内容は、HP の定期的な情報更新、X による情報発信および HP サーバー・ドメイン使用料の支払い（26,191 円／年（税込））等を想定している。

また、HP および X のアクセス状況等を解析する。利用者のニーズを踏まえた情報発信内容の充実や HP の操作性・レイアウトの改善等を行う。（発注者より要求があった場合、随時行う。）基本的な解析内容としては、閲覧者の属性、アクセス経路、アクセス回数、Web ページの滞在時間等とする。

公共交通利用促進策として、春期と秋期において過去の奈良中心市街地の交通状況から日別、時間別に混雑予測を行い、カレンダー形式で HP に掲載すること。

大宮通り（奈良市役所付近）、三条通り（奈良県コンベンションセンター付近）の2箇所にウェブカメラを設置し、春期・秋期の観光シーズンに、ウェブカメラ画像を HP に掲載すること。なお、ウェブカメラは発注者より支給する。設置期間の詳細は協議のうえ決定するものとする。設置・撤去に係る必要な手続きは受注者が行い、設置・撤去およびウェブカメラの軽微なメンテナンスに係る費用は本業務に含むものとする。

	春期	秋期
設置期間	4月中旬・下旬～5月下旬	9月中旬～11月下旬

(4) 連携計画の見直し

連携計画の計画目標及びモニタリング指標の達成状況を把握するとともに、達成状況についての要因分析及び検証、目標達成のために必要となる課題整理を行う。その上で、令和7年度に実施する各施策及び各種調査結果等を分析し、過年度の結果も踏まえて連携計画の見直しを行う。

連携計画の見直しにあたっては、以下の点について重点的に検討することとする。

- ①奈良中心市街地の公共交通に関する現状と課題
- ②奈良中心市街地における公共交通利用促進に資する施策及びその指標の設定
- ③奈良中心市街地における公共交通利用促進により得られる効果がわかる指標の設定

4.3 協議会資料の作成及び運営

4.2(2)とあわせて、春期・秋期に実施した各施策の取組結果、各種調査結果等の分析状況、連携計画の計画目標及びモニタリング指標の達成状況、次年度の取組内容等を資料にとりまとめ、協議会に報告する。なお、過年度から大きく変化した指標等については、特にその要因を詳細に分析すること。

また、4.2(4)で検討した連携計画の見直しについても、協議会資料としてとりまとめ、委員の承認を得る必要がある。

作成した協議会資料は、会議当日に出席者分を印刷し、持参するものとする。また、会議終了後速やかに、議事録を作成する。なお、会議の形式は、対面式を基本とするが、Web併用で開催する可能性がある。

また、会議に学識経験者の出席がある場合には、報酬及び費用弁償規程により、報酬、日当及び旅費を支払うものとする。それぞれについての支払額は以下の通りとする。なお、会議の開催は、令和7年7月頃、令和8年1月頃の2回を予定している。

(協議会に学識経験者が出席しなかった場合、及び、協議会が開催されなかった場合、報酬及び日当は回数に応じて減額対象とする)

報酬：10,900円

日当： 400円

旅費： 実費

4.4 成果品とりまとめ

本業務の成果品をとりまとめる。

4.5 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、以下の通りとする。

業務着手時1回、中間時3回、成果納品時1回 計5回

なお、初回及び成果品納品時には、管理技術者が立ち会うものとする。

5. 成果品の提出

5.1 成果品の提出方法

本業務は、電子納品対象業務とする。成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領(案)」及び奈良県が策定した「土木設計業務の電子納品ガイドライン(案)」

(以下、両者を総称して「要領」という。)に基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書等を納品する。

5.2 成果品の内容

成果品の内容は以下に示す通りとする。

- ①業務報告書 [本編] 1部
- ②業務報告書 [概要版] 1部
- ③上記の電子データ CD 2部
- ④その他、発注者が指示するもの

※電子納品のデータ形式等は、発注者と協議すること。

6. 業務上の留意事項

- ・業務の履行にあたっては、奈良県県土マネジメント部が定める「土木設計業務等共通仕様書」（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）を準用するものとする。
- ・業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- ・業務計画立案時に本業務に使用する指針等を発注者と協議の上、決定し、一覧表としてまとめること。
- ・本仕様書に明示なき事項、並びに疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- ・業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- ・奈良県道路建設課ホームページに公開されている「奈良中心市街地公共交通活性化協議会」の資料を十分把握しておくこと。
- ・業務実施体制について、配置予定技術者は発注者と密に連絡できる体制をとること。
- ・業務の遂行上必要な既往の調査・資料等は貸与する。受注者は貸与された調査・資料等を業務完了後、速やかに発注者に返還すること。
- ・受注者は、発注者から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。
- ・成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、発注者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。
- ・業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は発注者に属するものとする。
- ・委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正すること。

7. その他

7.1 貸与資料

業務実施にあたり、必要に応じて次の資料を貸与する。

- ・奈良中心市街地公共交通活性化協議会運営業務（令和5年度）
- ・奈良中心市街地公共交通活性化協議会運営業務（令和4年度）
- ・奈良中心市街地公共交通活性化協議会運営業務（令和3年度）